

2026 町田市

物価高騰対策

事業者給付金

事業継続と経営安定で

いいこと
ふくらむ
まちだ



「町田市物価高騰対策事業者給付金」とは、物価高騰の影響を受けた市内中小企業者（法人・個人）に対する事業継続支援及び経営安定のための給付金です。

給付額

町田市内の事業所において直近1年間に事業用で支払った水道光熱費（電気料金・ガス料金・水道料金）及び燃料費（ガソリン・灯油・軽油・重油等）に要した経費に応じて給付金を支給します。

直近1年間に事業用で支払った水道光熱費及び燃料費の合計	1事業所あたりの給付額	直近1年間に事業用で支払った水道光熱費及び燃料費の合計	1事業所あたりの給付額
5万円以上 10万円未満	1万円	60万円以上 70万円未満	12万円
10万円以上 20万円未満	2万円	70万円以上 80万円未満	14万円
20万円以上 30万円未満	4万円	80万円以上 90万円未満	16万円
30万円以上 40万円未満	6万円	90万円以上 100万円未満	18万円
40万円以上 50万円未満	8万円	100万円以上	20万円
50万円以上 60万円未満	10万円		

※ 水道光熱費と燃料費の合計が5万円未満の場合、給付対象ではありません。 ※ 1事業所あたりの給付額の上限は20万円です。
※ 事業所が複数ある場合、合算ではなく事業所ごとに元帳が分かれていればそれぞれに支給いたします。

申請期間

2026年 4月1日(水) 10:30 ~ 6月30日(火) 17:00

※ 郵送の場合は消印有効

申請方法

オンライン申請

町田市物価高騰対策事業者給付金ホームページから申請いただけます。



<https://machidacci.jp/>

郵送申請

申請書類一式を揃えた上で、事務局宛に郵送してください。

※ 詳しい郵送の方法は裏面をご参照ください。

● 事務局窓口での相談・申請もできます。(要予約)

※ 事前予約のみとさせていただきます。ご理解・ご協力をお願いします。

お問い合わせ
相談のご予約

町田商工会議所
町田市物価高騰対策事業者給付金 事務局

〒194-8501 東京都町田市原町田6-4-1 町田東急インズ ウェスト7階 JTB内

☎ 042-728-8715

4月1日(水)から開設
(受付時間) 平日 9:30~17:00 ※窓口は10:30~17:00

※ 上記の番号のみのご案内となります。おかけ間違いのないようご注意ください。



対象者

1 共通条件

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者等 ※1～3

- (1) 町田市内に事業所があること ※4 (2) 事業を継続する意思を有していること ※5
(3) 町田市が同じ目的で実施する同種の物価高騰に関する給付金等と重複して受給していないこと

※1 給付金申請日時点において、次の①、②のいずれかを満たす中小企業者等。

①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(法人又は個人)

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

② 個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象(原則として収益事業を行っており、法人税の確定申告を行っている場合に限る。ただし収益事業を行っていない事業者に関する特例として、※2に該当する事業者は対象)。

- ※2 収益事業を行っていない法人等であっても、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、医療法、学校教育法等に基づき、市内で認可等を受けた事業所等(ただし、複数のサービスに係る事務を同一の空間で行い、光熱水費等の管理が一体である場合は、一つの事業所とみなす。)のうち所管庁に報告した直近の決算書類等により光熱水費等の支出実態が確認できるもの
- ※3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教団体等は対象外。
- ※4 法人事業者は、「本店」又は「本社」が市外でも、「支店」や「営業所等」が町田市内にある場合は対象(ただし、支店等における水道光熱費や燃料費が分かる書類を提出ができる場合に限る)。また、個人事業者は、町田市内に事業所の所在地がある場合に対象。
- ※5 申請日時点で、町田市内で1か月以上事業を継続しており、今後も町田市内で事業継続の意思があること。

2 個別条件

次の①から⑤のいずれかの条件に該当する事業者

法人	① 直近決算期の確定申告を終えた法人事業者 直近の決算額で水道光熱費と燃料費が1年分あり、その合計額が5万円以上であること
	② 新規創業等の理由から、決算書上の対象経費が1年分に満たない法人事業者 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以上であること
個人	③ 令和7年分の確定申告を終えた個人事業者 令和7年分の決算額で水道光熱費と燃料費が1年分あり、その合計額が5万円以上であること
	④ 新規創業等の理由から、決算書上の対象経費が1年分に満たない個人事業者 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以上であること
法人・個人	⑤ 転入時期により、決算書に記載された町田市内の事業所における対象経費が1年分に満たない事業者 直近1年間の任意の月における水道光熱費と燃料費の合計額に、12を乗じた額が5万円以上であること

郵送での申請方法

申請書類一式を揃えた上で、事務局宛に郵送してください。

〈宛先〉

〒194-8501 **東急ツインズ留め**

町田商工会議所

町田市物価高騰対策事業者給付金 事務局 宛

受取人住所

〒194-8501 東京都町田市原町田6-4-1
町田東急ツインズ ウエスト7階 JTB内
電話番号：042-728-8715

※必ず
「東急ツインズ留め」
と朱書きで大きく
ご記載ください。

申請書類の入手方法

町田市物価高騰対策事業者給付金
ホームページからダウンロードできます。
また、給付金事務局、町田商工会議所、
町田市役所 産業政策課(9階906窓口)、
各市民センターで配布しています。

※ 郵送にあたり、レターバック等、郵送物の追跡ができる方法を推奨します。

※ 郵送費用は申請者負担です。